

定期健康診断等について

●雇入時の健康診断・・・8,800円

労働安全衛生規則第43条では、労働者を雇い入れた際に、健康診断を行うことが義務づけられています。

健康診断項目は次のとおりです。

1. 既往歴及び業務歴の調査
2. 自覚症状及び他覚症状の有無の検査
3. 身長、体重、腹囲、視力及び聴力の検査
4. 胸部エックス線検査
5. 血圧の測定
6. 貧血検査(赤血球数、血色素量)
7. 肝機能検査(GOT、GPT、r-GTP)
8. 血中脂質検査
(LDLコレステロール、HDLコレステロール、血清トリグリセライド)
9. 血糖検査
10. 尿検査(尿中の糖及び蛋白の有無の検査)
11. 心電図検査(安静時心電図検査)

●定期健康診断・・・8,800円

労働安全衛生規則第44条では、1年以内ごとに1回、定期的に健康診断を行うことが義務付けられています。

健康診断項目は、次のとおりです。

1. 既往歴及び業務歴の調査
2. 自覚症状及び他覚症状の有無の検査
3. 身長、体重、腹囲、視力及び聴力の検査
4. 胸部エックス線検査及び喀痰検査
5. 血圧の測定
6. 貧血検査(赤血球数、血色素量)
7. 肝機能検査(GOT、GPT、r-GTP)
8. 血中脂質検査
(LDLコレステロール、HDLコレステロール、血清トリグリセライド)
9. 血糖検査
10. 尿検査(尿中の糖及び蛋白の有無の検査)
11. 心電図検査(安静時心電図検査)

●雇入時・定期ではなく採血を必要とする健康診断・・・8,800円

オプション:HbA1c 色覚 便潜血がある場合 各500円

●簡易的な健康診断 (診断書料込)

Aコース・・・3,000円

1. 既往歴及び業務歴の調査
2. 自覚症状及び他覚症状の有無の検査

Bコース・・・5,000円

1. 既往歴及び業務歴の調査
2. 自覚症状及び他覚症状の有無の検査
3. 胸部エックス線検査

Cコース・・・5,000円

1. 既往歴及び業務歴の調査
2. 自覚症状及び他覚症状の有無の検査
3. 身長、体重、腹囲、視力及び聴力の検査
4. 胸部エックス線検査

Dコース・・・6,000円

1. 既往歴及び業務歴の調査
2. 自覚症状及び他覚症状の有無の検査
3. 身長、体重、腹囲、視力及び聴力の検査
4. 胸部エックス線検査
5. 心電図検査(安静時心電図検査)

●胃ドック・・・22,000円

胃に違和感などを感じている方

●大腸ドック・・・33,000円

お腹に不快感などを感じている方

※その他の検査はオプションでありますので、
検査をご希望の方は、事前にお申し込みください。

●健診項目の省略

定期健康診断項目のうち、次に掲げる検査は、過去の健診結果、自覚症状及び他覚症状の有無などを参考に、健康診断を実施する医師(産業医を含む)の判断により省略することができます。

身	長:20歳以上の者
胸部エックス線検査:40歳未満の者で以下の①～③のいずれにも該当しない者	①20歳、25歳、30歳、35歳の者
②感染症法で結核に係る定期の健康診断の対象とされている施設等(学校、病院、介護老人保健施設、特定の社会福祉施設等)の労働者	
③じん肺法で3年に1回のじん肺健康診断の対象とされている者	
喀痰検査:胸部エックス線検査によって病変の発見されない者	
胸部エックス線検査によって結核発病のおそれがないと診断された者	
上記胸部エックス線検査の省略基準に該当する者	
上表の6～9、11の検査:40歳未満の者(35歳の者を除く)	
腹	囲:40歳未満の者(35歳の者を除く)
妊娠中の女性であって、その腹囲が内臓脂肪の蓄積を反映していないと判断された者	
BMI(体重(Kg)÷身長(m)÷身長(m))が20未満である者	
BMIが22未満であり、かつ自ら腹囲を測定し、その値を申告した者	

●その他の留意点

1. 聴力検査はオーディオメーターによる1000Hz及び4000Hzの音に係る検査を原則としますが、45歳未満の者(35歳・40歳を除く)は、医師が適当と認める聴力の検査方法をもって代えることができます。

2. 雇入れ時の健康診断では、検査項目の省略は認められません。

●パート・アルバイトに対する健康診断

パート・アルバイトについても、次の1～3までのいずれかに該当し、かつ1週間の所定労働時間が同種の業務に従事する通常の労働者の4分の3以上であるときは、健康診断を実施する必要があります。なお、4分の3未満であっても、1週間の所定労働時間が、同種の業務に従事する通常の労働者の概ね2分の1以上であるときは、健康診断を実施することが望ましいとされています。

1. 雇用期間の定めのない者
 2. 雇用期間の定めはあるが、契約の更新により1年以上(注)使用される予定の者
 3. 雇用期間の定めはあるが、契約の更新により1年以上(注)引き続き使用されている者
- (注)特定業務従事者(深夜業、有機溶剤等有害業務従事者)にあっては6ヶ月以上